

第12回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年12月20日(月) 15時00分～16時13分

2 開催場所 天栄村役場 正庁

3 出席委員 (9人)

委員	内	山	正	勝
	円	谷		要
	松	崎	兵	一
	塩	田	善	大
	小	針	重	男
	石	塚	繁	男
	佐	藤	正	尉
	常	松		栄
	佐	藤	光	榮
推進委員	大	須	賀	隆
	小	板	橋	正
	金	子	光	彌

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地賃貸借の合意解約について

議案第1号 現況確認証明申請適否決定について

議案第2号 令和3年度農用地利用集積計画適否決定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 黒澤 伸一

農業委員会書記 高津 優

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。
開会を職務代理よりお願いします。

職務 ただいまから、令和3年第12回天栄村農業委員会総会を開会致します。

代理

事務局長 続きます、会長よりご挨拶をお願い致します。

会長 (会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることとなっており、会長よりよろしくお願い致します。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます、よろしくお願い致します。出席、本日の出席委員は9名です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。議事録署名委員の指名については 4番委員、5番委員 の両名にお願い致します。それでは議事に入ります。

議長 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局 (1ページ～3ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

職務 届出人が、村外の方ですが、相続した農地について耕作者は誰が耕作していますか。

代理

1番委員 私の方から説明いたします。田については、■■■■さんが利用権設定を結んで耕作しており、畑については、■■■■さんが耕作しています。

5番委員 申請書類に押印がなかったのですが。

事務局 こちらにつきましては、今回添付していませんが、様式に「自署する場合には、押印を省略することができます。」と記載がございまして、今回は、自署でありますので押印を省略しております。

議長 他に意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 他に意見・質疑なしと認め、これは報告事項でありますので、承認とさせていただきます。

(15:10決定)

議長 続いて、報告第2号「農地賃貸借の合意解約について」、の件を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局 (4ページ～5ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項でありますので、承認とさせていただきます。

(15:15 決定)

議長 続いて議案第1号「現況確認申請適否決定について」の件を議題といたします。No.1～No.5について、関連がございますので一括して事務局より説明を願います。

事務局 (6ページ～32ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。4番委員 よりご説明願います。

4番委員 30年ぐらい前まで山を開墾して、桑畑として耕作していましたが、養蚕が衰退して、管理できなくなり、当時植林してしまい資料のとおり山林化してしまっている状態です。これから山林の状態から、畑に戻しても管理できないというような状況です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:30 決定)

議長 続いてNo.6について、事務局より説明を願います。

事務局 (33ページ～39ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。おなじく4番委員 よりご説明願います。

4番委員 数十年前まで、こちらについては、亡くなった申請人のご両親が、2人で畑を耕作していました。申請地の隣には宅地もあり、自宅から離れているので休憩所として利用していました。現在まで、申請人が草刈り等管理してきましたが、管理が追いつかずまた、申請人のご家族も農業をやらなとのことですので申請がございました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:38決定)

議長 続いてNo.7～No.11について、関連がございますので一括して事務局より説明を願います。

事務局 (40ページ～59ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。3番委員 よりご説明願います。

3番委員 私たちが中学生の頃は、中学校の下の土地できれいな畑でした。その後、当時耕作していた人たちも段々と作らなくなって、数十年が経過した現在では、原野化してしまっているような状況です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:46決定)

議長 続いて議案第2号「令和3年度農用地利用集積計画適否決定について」の件を議題といたします。No.1について、事務局より説明願います。

事務局 (60ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 12月17日に双方に確認しました結果、事務局の説明通りで間違いのないことでした。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15 : 50 決定)

議 長 続いて、No. 2からNo. 4に入る前に、この議案は 6番委員 の案件
となります。よって、天栄村会議規則第10条の規定により、
6番委員 は退席願います。

(6番委員 退席)

議長 No.2からNo.4について、関連がございますので、一括して事務局よ
り説明願います。

事務局 (60ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願
いたいと思います。 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進 4名の方にこの申請内容について確認しました結果、事務局の説明通りで
委員 間違いのないとのことでした。ご審議のほどよろしく願います。
議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願いま
す。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願いま
す。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(6番委員 着席)

(15 : 55 決定)

議長 続いてNo.5について、事務局より説明願います。

事務局 (60ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願
いたいと思います。 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進 12月19日に双方に電話で確認しました結果、事務局の説明通りで間違
委員 いのないとのことでした。ご審議のほどよろしく願います。
議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願いま
す。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願いま
す。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

事務局 こういった情勢の中でも本人は、一生懸命取り組んでいくということで
す。

4番委員 今まで借りていた白子地区については、どうなるのでしょうか。ビニール
ハウスを解体していたようですが。

事務局 こちらについては、相互間で何かの事情があり、折り合いがつかず、返還
する形となったようです。ですので、今回申請のあった土地で一から始め
るようになります。

議長 他に意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(16:12決定)

議長 以上をもちまして本日提出された案件の議事を終了しました。
これをもって議長をおろさせていただきます。
ご協力ありがとうございました。

事務局長 慎重審議ありがとうございました。閉会を職務代理よりお願いいたしま
す。

職務代理 以上を持ちまして、第12回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(16:13終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

令和4年1月21日

内山正勝



石塚繁男



石塚正樹

